

返還誓約書等の提出について

返還誓約書は、奨学生と日本学生支援機構の貸借関係を確認し、返還の約束をする重要な書類です。不備なく期限内に提出しなければ、採用は取り消しとなります。正確に記入し、**必ず提出してください。**

提出期限 **※奨学金担当窓口にお問い合わせください** **※提出時、印鑑持参**

提出先 信州大学学生総合支援センター 奨学金担当窓口
問合せ先 〒390-8621松本市旭3-1-1 TEL0263-37-2184



注意点を確認して、
不備なく提出しましょう！

<大学への提出書類>

	全員が提出する書類	注意点	確認
1	返還誓約書 ※記載内容に変更・訂正がある場合は裏面を参照	署名はそれぞれの人物の自筆署名。 住民票や印鑑登録証明書と同一の字体で。(旧字体等)	<input type="checkbox"/>
		印鑑はそれぞれ別々の印鑑を使用している。(同一印不可！)	<input type="checkbox"/>
		すべての印鑑が鮮明に押されている にじみや不鮮明の場合は近くの余白に重ならないように押し直す。	<input type="checkbox"/>
		本人の住所は、住民票の記載と同一表記である。	<input type="checkbox"/>
		スタンプ印やこすると消えるインクでの記載は不可	<input type="checkbox"/>
2	学生本人の住民票 (コピー不可) ※マイナンバーの記載の無いもの	返還誓約書の日付から3か月前以降に発行されたもの ※一種・二種併用貸与者は2部必要！	<input type="checkbox"/>
		世帯全員の住民票として発行されたものは切り離さず、すべてのページを提出する	<input type="checkbox"/>
3	保証依頼書(兼保証委託契約書)保証料支払依頼書 ※併用貸与者は2部必要！	申込日は返還誓約書に印字されている年月日を記入	<input type="checkbox"/>
		本人の住所欄は現住所を記入している	<input type="checkbox"/>
		「本人①」と「本人②」のそれぞれに自署と押印がある。	<input type="checkbox"/>
		未成年者は親権者(後見人)の署名・押印がある。 印鑑はそれぞれ別々の印を使用している。	<input type="checkbox"/>
		母子家庭の場合は親権者欄下段(母)の欄に記入する。	<input type="checkbox"/>

<大学以外への提出書類> ※該当の方は以下についてもご確認ください

返還方式で「所得連動返還方式」を選択した方のみ

「個人番号収集に関する案内」を確認のうえ、マイナンバーを指定の宛先へ提出してください。

<注意点及びお願い>

返還誓約書の記入についての詳細は「奨学生のしおり」をご覧ください。また、「奨学生のしおり」は必読の冊子です。すべてに目を通し、内容を理解してください。

<返還誓約書の修正について>

・返還誓約書の署名・押印の修正については、「奨学生のしおり」P42～43を参照し、修正してください。

該当者	項目	人物は変更せず返還誓約書の印字内容を変更する場合
本人	氏名(漢字・カナ)	<ul style="list-style-type: none"> ・「改氏名届」を記入し提出する。 ・返還誓約書の修正は奨学生のしおり p42 Q1訂正内容を確認し、修正する。
	生年月日・性別	<ul style="list-style-type: none"> ・「性別・生年月日に関わる訂正届」を記入し提出する。 ・返還誓約書の印字を二重線で訂正し訂正印を押印。余白に正しく記入する。
	住所・電話番号・携帯電話番号	機械印字された事項を返還誓約書上で直接訂正(二重線で削除し訂正印押印)し、「返還誓約書記載事項訂正届」に奨学生本人及び該当者の内容を記入する。
本人以外 ・親権者1 ・親権者2 ・連絡先	氏名(漢字・カナ)	<ul style="list-style-type: none"> ・機械印字された事項を返還誓約書上で直接訂正(二重線で削除し、変更後の人物の印を押印)し、「返還誓約書記載事項訂正届」に奨学生本人及び該当者の内容を記入する。 ・当該人物の署名押印欄に、訂正後の氏名での署名・押印を行う。 ・署名は印鑑登録証明書の印字と同一の字体で行う。
	氏名以外	機械印字された事項を返還誓約書上で直接訂正(二重線で削除し、変更後の人物の印を押印)し、「返還誓約書記載事項訂正届」に奨学生本人及び該当者の内容を記入する。

その他こんな場合	必要な手続き
親権者2を入力し忘れた	返還誓約書へ記入・自署・押印及び返還誓約書記載事項訂正届の記入が必要です。奨学生のしおりの記入例p34～37を参考に作成してください。
3年次編入生で返還誓約書に本人氏名以外印字されていない	

※修正等に必要用紙は奨学金窓口で受け取るか信州大学HPからダウンロードしてください。

信州大学HP→ <http://www.shinshu-u.ac.jp/>

(学生生活 → 授業料免除・奨学金 → 申請様式ダウンロード)

書類の準備には時間がかかります。お早めに準備してくださいね。



[様式25] (裏面)

「返還誓約書記載事項訂正届」について

I この様式について

(1) この様式は「返還誓約書」の提出にあたり、印字された事項を訂正(変更)する場合にのみ使用します。次の場合には使用できませんのでご注意ください。

- ① 「返還誓約書」の署名・押印のみの訂正
⇒この様式の提出は必要ありません。
- ② 「返還誓約書」の要学生本人の氏名・性別・生年月日の訂正
⇒別途手続きが必要で、学校窓口へ申し出てください。
他の訂正のためにこの用紙を使用する場合、本人記入欄は訂正後の正しい内容を記入してください。
- ③ 「返還誓約書」提出後の住所や人物の変更の届出
⇒学校窓口へ申し出てください。
- (2) この様式の記入に、字を消すことができる筆記具(鉛筆、消せるボールペン等)は使用できません。
- 記入を誤った場合は、原則として訂正せず、新たな用紙で再作成してください。
- (3) 連帯保証人・保証人の「住民票住所」は、印鑑登録証明書に記載の住所と同一です(別途、住民票の確認は不要です)。

II 訂正方法の取り扱い

「返還誓約書」上での主な訂正方法は以下のとおりです。
不明な点がありましたら、学校窓口までお問い合わせください。

訂正(変更)内容	訂正方法
連帯保証人・保証人等の人物変更	「返還誓約書」の印字を二重線で訂正(訂正印は押印欄と同じ印)し、署名押印欄に新たな人物が署名押印。この様式の本人欄及び変更する人物の欄を全て記入。
連帯保証人・保証人等の氏名訂正(変更)	「返還誓約書」の印字を二重線で訂正(訂正印は押印欄と同じ印)し、当該人物の署名押印欄に正しい(訂正後の)氏名で署名押印。この様式の本人欄及び氏名訂正した人物の欄を全て記入。
印字されていない人物・項目の追加	「返還誓約書」の印字されていない部分に当該人物が直接記入し、署名押印。この様式の本人欄及び印字されていない部分がなかった人物の欄を全て記入。
上記以外の項目の訂正(変更)	返還誓約書の印字を二重線で訂正(訂正印は押印欄と同じ印)の上、この様式の本人欄及び訂正があった人物の欄を全て記入(本人の氏名、7桁が、生年月日の訂正は別途手続きが必要)。

※「続柄」欄には要学生本人から見た具体的な続柄を記入し、次のコード表の対応する数字(3桁)をに記入してください。

続柄	コード	続柄	コード	続柄	コード
父	111	甥	435	その他(4親等以内・未成年後見人)	444
母	211	姪	437	その他(知人等・未成年後見人)	492
兄弟	321	いとこ	441		
姉妹	323	子	411		
祖父	421	その他(4親等以内)	443		
祖母	423	その他(知人等)※	491		
おじ	431				
おば	433				

※義父母・離婚した父母等を保証人に選任する場合は「その他(知人等)」の取扱いと異なりますので、「義父」「離婚した父」等と記入したうえで、コード「491」と記入してください。

III 連帯保証人・保証人の選任条件

- (1) 連帯保証人・・・次の条件すべてに該当する必要があります。
 - ① 要学生本人が未成年者の場合は、その親権者(親権者がいない場合は未成年後見人)であること。
 - ② 要学生本人が成年者の場合は、その父母。父母がいない等の場合は、要学生本人のおじおば・兄弟姉妹等の4親等以内の親族であること。
 - ③ 返還誓約書の誓約日(奨学金の申込日)時点で未成年者でないこと。
- また、返還誓約書の提出後に連帯保証人を変更する場合は、その届出日現在で未成年者でないこと
 - ④ 学生でないこと。
 - ⑤ 要学生本人の配偶者(婚約者を含む)でないこと。
 - ⑥ 債務整理中(破産等)でないこと。
 - ⑦ 貸与終了時(貸与終了月の末日時点)に要学生本人が満45歳を超える場合、その時点で60歳未満であること。
- (2) 保証人・・・次の条件すべてに該当する必要があります。
 - ① 要学生本人及び連帯保証人と別生計であること。
 - ② 要学生本人の父母を除く、おじおば・兄弟姉妹等の4親等以内の親族であること。
 - ③ 返還誓約書の誓約日(奨学金の申込日)時点で65歳未満であること。
- また、返還誓約書の提出後に保証人を変更する場合は、その届出日現在で65歳未満であること。
 - ④ 返還誓約書の誓約日(奨学金の申込日)時点で未成年者でないこと。
 - ⑤ 学生でないこと。
 - ⑥ 要学生本人または連帯保証人の配偶者(婚約者を含む)でないこと。
 - ⑦ 債務整理中(破産等)でないこと。
 - ⑧ 貸与終了時(貸与終了月の末日時点)に要学生本人が満45歳を超える場合、その時点で60歳未満であること。

※連帯保証人の②、保証人の③については、貸与予定総額の返還を確実に保証できる資力を有すると認められる者に代えることができます。要件等は『要学生のしおり』25頁を参照してください。